

議案第1号

平成26年度全国国民健康保険診療施設協議会
事業計画について

平成26年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画について、別紙のとおり定めたい。

平成26年2月26日提出

公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
会 長 青 沼 孝 徳

平成26年度全国国民健康保険診療施設協議会事業計画

全国国民健康保険診療施設協議会（略称「国診協」）は、国民健康保険法に基づいて設置される国民健康保険診療施設（国保直診）を会員とし、国保直診が多く立地している中山間地域・へき地・離島における保健・医療・介護・福祉の連携統合を図り、超高齢社会に対応する地域包括医療・ケアの充実強化と地域包括ケアシステムの構築を目的として、全国国保地域医療学会を開催するほか、種々の事業を積極的に実施しているところである。

国においては、世界一の超高齢社会を背景に社会保障制度の再構築を目的とした社会保障・税一体改革の推進のため、平成24年8月に社会保障制度改革推進法を成立させ、それに基づいて、平成25年8月に社会保障制度改革国民会議より最終報告書が提出された。そして同年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（いわゆるプログラム法）」を成立させた。この法律において改革の必要性が謳われている在宅医療と在宅介護の連携、医療・介護サービスの提供体制（地域包括ケアシステムの実現、要支援者の支援見直し等）、医療保険制度改革（国保の都道府県単位化等）の今後の動向に注視していく必要がある。

また、第6次医療法等の改正、公立病院改革（国による新たなガイドラインの作成）など国の医療制度改革の動向に注視していくとともに4月から実施される診療報酬改定による影響等の把握、医師確保対策、「総合診療専門医制度」導入に向けての具体的提言等の実施、会員拡大等、さまざまな課題に対応していくこととしている。

なお、医療資源に限られた地域（医療従事者の確保等が困難で医療機関が少なく自己完結型の医療を提供している地域）への対応については、地域包括医療・ケアの充実への要望とともに中山間地域等医療資源不足に悩む我々国保直診に対する支援を引き続き強く要望していくこととする。

このような情勢を踏まえ、国診協においては国保直診ヒューマンプランの基本理念のもと、都市部の超高齢化も視野に入れた新しい時代における国保直診の役割、機能を確立し、医師・看護師の確保等その基盤強化を図るための事業を実施することが最大の課題である。あわせて、国診協として、既存の医師派遣システム支援の補完を目的とした医師の短期派遣支援の取組み及び消費税増税等による国診協の財政基盤への影響等に留意した一層の効率的な事業運営並びに経費の見直し等についても取り組んでいくこととする。このため、国、国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会その他関係団体と緊密な連携を図りながら、次の事業を実施するものとする。

1. 重点事業

(1) 組織体制の強化

国保直診の運営・事業活動の強化及び公立病院改革等へ対応するため、都道府県国保直診開設者（市町村長）協議会との連携強化、都道府県協議会並びにブロック組織の活動強化を図るとともに会員相互及び会員と国診協との連携、情報交換を密接にする等により組織の強化、活性化を図る。

(2) 地域包括医療・ケアの推進

- ① 国保直診を拠点とする地域包括医療・ケアの普及推進に資するため、地域の関係機関との連携を密にしつつ、国保直診及び国保総合保健施設等による特定健診・特定保健指導等を中心とする保健事業、介護・福祉事業への取り組みを強化する。
- ② 地域包括医療・ケアを実践する施設及び医師、歯科医師並びにその他の専門職員（保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員）を対象とする地域包括医療・ケア認定制度の普及を図る。
- ③ 地域包括ケアシステムの構築のためには、行政や住民との連携が必要で、そのために国診協の開設者委員会との連携を密にする。

(3) 第6次医療法等の改正への適切な対応

第6次医療法等の改正の動向に注視するとともに適切な対応をしていくこととする。これまで地域包括医療・ケアの推進及び地域包括ケアシステムの構築に関して、医療関係者の間には介護と福祉の問題である、との認識が強く、平成17年の社会保障審議会医療部会に国診協からの要望も踏まえ提言されたが実現されなかった。今回の改正案に地域包括ケアシステムの構築のために医療と介護の連携が必要であることが明確に謳われたことにより、従前より保健・医療・介護・福祉の連携、統合を理念として取り組んできた国診協・国保直診としては、今回の法改正を絶好の機会としてとらえ、従前にも増して取り組みを強化していくこととする。

また、医師の地域間、診療科間の偏在については、国診協として従前より国に対して是正要望を提出してきているところであるが、実現までに至っていないので、引き続き、国に対して強く是正を求めていく。

更に、特定行為に係る看護師の研修制度の創設、診療放射線技師・臨床検査技師の業務範囲の見直しについては、国診協・国保直診としてもこの制度を活用し、人材育成に努めていく。

○第6次医療法等の改正の主な内容は次のとおり（厚労省資料より引用）

1 医療機能の分化・連携及び地域包括ケアシステムの構築に資する在宅医療の推進

(1) 病床機能報告制度の創設

医療機関が、その有する病床において担っている医療機能（高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能）の現状と今後の方向を選択し、病棟単位で都道府県に

報告する制度を設け、医療機関の自主的な取り組みを進める。

(2) 地域医療ビジョンの策定

都道府県は、地域の医療需要の将来推計や病床機能報告制度等により医療機関から報告された情報等を活用し、二次医療圏等ごとに各医療機能の必要量等を含む地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す。

(3) 地域医療ビジョンを実現するために必要な措置

必要な病床の適切な区分、都道府県の役割の強化等

(4) 在宅医療の充実、医療と介護の連携の推進等

2 地域の実情に応じた医師・看護師等の確保対策、医療機関の勤務環境改善

3 新たな財政支援の仕組みの創設

4 チーム医療の推進

特定行為に係る看護師の研修制度の創設、診療放射線技師・臨床検査技師の業務範囲の見直し

(4) 国民健康保険制度の見直し等への適切な対応

国民健康保険の都道府県単位化など国民健康保険制度の見直しの動向に注視するとともに適切な対応をしていく。

また、医療保険者による特定健診・特定保健指導の適切な実施についても引き続き対応していく。

(5) 平成26年度診療報酬改定の影響の把握等

改定による会員施設の経営状況等への影響を調査・分析し、引き続き、国に対して要望していく。

(6) 医師・医療スタッフの確保対策に関する国への要望及び関係団体との連携

医師・医療スタッフの確保について、引き続き国に対して関係団体とも連携しながら要望していく。

(7) 総合診療専門医制度導入に向けた具体的な実施方策の提言等

地域包括医療・ケアの一層の実践向上のため、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会報告（平成25年4月）」において導入されることとなった「総合診療専門医制度」の実施に向けて、国診協として、具体的な実施方策等について関係団体とも連携しながら中立的第三者機関に対し提言していくとともに必要に応じて国へ要望していく。

(8) 公立病院改革への対応

医師・看護師不足が続く中、平成21年度から「公立病院改革プラン」が実施されたところであるが、国において平成26年度中に作成される予定の公立病院改革の新たなガイドラインを踏まえて適切に対応していく。

(9) 医師・歯科医師臨床研修制度への適切な対応

医師・歯科医師臨床研修制度において、国保直診が研修施設として地域包括医療・ケアを実践できる医師・歯科医師の養成に積極的に参画するよう「地域医療」に関する指導医の養成等の支援活動を充実するとともに必要に応じて国へ要望していく。

(10) 会員施設における経営合理化、安定化の推進

会員施設におけるオーダリングシステム、電子カルテ等による事務の効率化及び医師等の人材確保を推進するため、国保特別調整交付金の活用等、会員施設の経営の安定化を図っていく。

(11) 全国学会、研究、研修事業の充実

全国国保地域医療学会を開催するほか、各種研究、研修事業を充実する。

(12) 国診協としての医師短期派遣の支援の実施

既存の人材派遣システムにおいても支援（短期）が受けられない国保直診会員施設に対して、同一県内（近隣県またはブロック内も含む）の国保直診病院の支援について具体的に推進していく。

(13) 国保直診に関する広報の充実及び会員拡大対策の実施

国保補助金制度の内容、国保直診への移行手続き等について周知するとともに、地域包括医療・ケア認定制度の周知並びに「総合診療専門医」の導入に向けての対応状況等について会員への周知、広報等の充実強化を図っていく。

また、国保直診への未加入状況等を把握し、加入勧奨の促進を図っていく。

(14) 国保直診データベースの充実

国保直診活動の情報発信ツールとして、国保直診によるデータ入力のコラボレーションをしながらデータベースの整備を進め、国保直診活動の推進等に活用していく。

(15) 消費税増税等に係る対応

消費税増税等による国診協の財政基盤への影響に留意し、効率的な事業運営と経費見直しを実施していくとともに会費負担のあり方についても検討していく。

2. 諸会議の開催

(1) 総会、理事会、監事会の開催

(2) 正副会長会議、常務理事会、各委員会・部会の開催

(3) 都道府県国保直診開設者協議会会長会議の開催

(4) 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議の開催

3. 主要事業

(1) 学会・研修会・研究会の開催

① 第54回国保地域医療学会（岐阜県開催）

○ 開催期日 平成26年10月10日（金）～11日（土）

○ 開催地 岐阜市「長良川国際会議場」

○ メインテーマ「地域包括医療・ケアの流れを更なる大河に」

～志を高く、三英傑の地 東海から発信～

② 第28回地域医療現地研究会

- 開催期日 平成26年5月16日（金）～17日（土）
- 開催地 鹿児島県奄美市
- メインテーマ「地域医療の原点を見る」

～幾多の災害を乗り越えて～

③ 地域包括医療・ケア研修会

- 開催期日 平成27年1月23日（金）～24日（土）（予定）
- 開催地 東京都

④ 国保直診口腔保健研修会

- 開催期日 平成26年10月9日（木）
- 開催地 岐阜市

⑤ 海外保健・医療・介護・福祉視察研修

- 視察期日 平成26年5月25日（日）～6月1日（日）（予定）
- 視察先 ドイツ

⑥ 医師臨床研修指導医養成講習会

- 開催期日 平成26年8月～平成27年2月（予定）（年8回程度）

(2) 調査研究事業等

① 地域包括ケアシステムの確立とその普及推進及び国保直診の役割に関する調査研究事業の実施

② 老人保健健康増進等事業及び社会福祉振興助成事業の実施

(3) 地域包括医療・ケア認定事業

地域包括医療・ケア活動を実践している施設及び地域包括医療・ケア活動に従事する医師、歯科医師並びにその他の専門職員（保健・医療・介護及び福祉業務に従事する専門職種職員）の認定制度の充実を図り、地域包括医療・ケアの推進を行う。

なお、認定制度について、総合診療専門医制度導入に伴う必要な見直しを現在進めているところである。

(4) 関係団体と共同して医師等求人求職斡旋事業の実施及び各種広報媒体の活用等による医師等確保対策事業の充実

(5) 都道府県で開催される国保地域医療学会への支援

(6) 都道府県協議会及びブロック協議会の活動に対する支援

（注） 都道府県国保直診開設者協議会への支援（交付金）については、時限的な支援措置であったため、廃止することとする。

(7) 会長表彰（地域包括ケアシステム推進功績者表彰及び第53回全国国保地域医療学会優秀研究表彰）

(8) 広報

- ① 季刊「地域医療」誌の発行並びに内容の充実及び読者層の拡大
- ② 増刊「地域医療（第54回全国国保地域医療学会特集）」の発行
- ③ 国診協ホームページの充実と活用
- ④ 保健・医療・介護及び福祉に関する国の動向等情報の早期提供